

事業者（農業、小売業、飲食サービス業などを行う 個人事業者や法人など）のみなさんへ

「事業活動に伴って発生したごみの処理について」

●事業活動に伴って発生したごみのうち、稲葉クリーンセンターにおいて受け入れができるごみは、**一般廃棄物に該当するごみ（※1）に限ります。**

※1 紙くず、木くず、生ごみ、布類、おむつ、革製品などで一般廃棄物に該当するもの

+

⇒事業活動に伴って発生したごみのうち、産業廃棄物に該当するごみ（廃プラスチック類、ゴムくず、廃油など）は、稲葉クリーンセンターで受け入れられません。

産業廃棄物を一般廃棄物として排出すると廃掃法に抵触します。

●事業活動に伴って発生した一般廃棄物を稲葉クリーンセンターへ直接搬入した際のごみ処理手数料

10kgごとに180円

※事業活動に伴って発生したごみは、**ごみ集積所へ排出することはできません。**

（ごみ集積所は家庭で発生したごみのみを排出していただく場所です。）

今後も、排出者自ら施設へ持ち込むか、飯田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して処理をしてください。